

3. 新庁舎建設の必要性

(1) 庁舎整備に係る検討経緯

これまで町では、庁舎・西庁舎（旧中央公民館）などについて、建築当初からの経過年数や耐震性能の不足などの問題から「庁舎等検討委員会」を設置し今後の方向性の検討を行ってきました。

庁舎等検討委員会の報告では、庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）は、全面改築の方向性が示されています。

(2) 新庁舎建設の必要性

① 設備機器への対応

省エネに対応した冷暖房機器改修などの老朽化への対応、事務室内の電子化の進展に対応したケーブル配線など一体的なボックス管理を行う最新の設備機器などを導入する場合、現庁舎に設置スペースが少ないため改修による導入が難しい。

② 耐震性能の確保

現庁舎は、躯体の老朽化や耐震性能の不足から早急に大規模耐震補強工事が必要になりますが、耐震補強を行ったとしても、大地震後の防災拠点施設としての機能を発揮することが難しい。

③ 利用しやすい庁舎

本庁舎にエレベータが設置されていないことや、バリアフリー化されていないことから、高齢者や障がい者等が利用しやすい庁舎とは言えません。また、分散化や狭あい化などの問題を解消する必要があり、利用しやすい庁舎とするには、大規模改修等で解消することは、難しい。

(3) まとめ

自治体の原則は、最大の費用対効果をもって町民の生命・財産を守ることであるため、二重投資を避けつつなるべく早く本庁舎の強度不足という課題を解決することが必要となります。

また、①設備機器への対応、②耐震性能の確保、③利用しやすい庁舎の対策として、大規模改修工事では、問題を解決することが難しく、建て替えることが庁舎の老朽化や災害対策、サービスの向上を図ることとして最も適切と判断します。



建て替えることが最も適切

一方で、庁舎の建替えには多額の事業費を要することから、町の財政状況を十分考慮する必要があります。